大阪府における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例骨子（素案）

資料４

資料３

資料３

１　目的

（１）障害者差別解消法第１４条の「体制整備」並びに第１５条の「啓発活動の実施」に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定める。

（２）障がいを理由とする差別をなくし、共に生きる社会の実現に寄与することを目的とする。

* 体制整備では、法第８条に規定する事業者における障がいを理由とする差別の禁止に係る相談事案を対象とする。

２　基本理念

（１）差別の解消は、障がい者のみならず、全ての府民にとって暮らしやすい、共に生きる社会を実現することを旨として行う。

（２）相談及び紛争の防止又は解決に当たっては、障がい者との相互理解に基づく建設的対話を促進するとともに、必要な啓発活動をあわせて取り組む。

３　府の責務

（１）市町村との適切な役割分担のもとで、体制整備を実施する。

（２）大阪府障がい者差別解消ガイドラインの普及に努めるとともに、必要な啓発活動を行う。

４　市町村との連携

（１）市町村と連携し、体制整備及び啓発活動を実施する。

（２）市町村が体制整備及び啓発活動を実施しようとするときは、情報の提供、技術的な助言等を行う。

５　府民及び事業者の責務

（１）障がいや障がい者に対する関心と理解を深め、自己啓発に努める。

（２）府が実施する障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努める。

６　広域支援相談員

（１）知事が任命する広域支援相談員を置く。

（２）広域支援相談員は、以下の業務を行う。

* 市町村の相談機関に対する助言及び情報の提供を行うこと。
* 相談事案の関係者に対し、資料の提出その他の必要な調査を行い、相談機関における解決を支援すること。
* 相談事案の関係者間の調整を行うことにより、相談機関における解決を支援すること。
* 相談機関の連携促進を図ること。
* 相談事案の収集及び分析を行うこと。
* （広域的・専門的な事案について）障がい者及びその家族その他の支援者（障がい者等）並びに事業者からの相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
* （広域的・専門的な事案について）障がい者等並びに事業者からの相談に応じ、相談事案の関係者に対し、資料の提出その他の必要な調査を行うこと。
* （広域的・専門的な事案について）障がい者等並びに事業者からの相談に応じ、相談事案の関係者間の調整を行うこと。
* 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

７　大阪府障害者差別解消協議会

（１）知事の附属機関として、協議会を置く。

（２）協議会で、以下の事項を取り扱う。

* 事業者における不当な差別的取扱いに係る紛争の事案（紛争事案）を解決するためのあっせん
* 広域支援相談員に対する助言
* 知事が公表を行うに当たっての意見の申述

（３）協議会は、法第１７条に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

８　あっせん

（１）障がい者等は、広域支援相談員による対応を行っても解決できない紛争事案について、知事に対し、あっせんを求めることができる。

（２）知事は、あっせんの求めがあったときは、協議会にあっせんを行うことを委任する。

（３）協議会は、必要があると認めるときは、紛争事案の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

（４）協議会は、あっせん案を作成し、紛争事案の当事者に提示することができる。

（５）協議会は、あっせんの結果を知事に報告する。

９　勧告

（１）協議会は、正当な理由なく、あっせん案に従わない者並びにあっせんのために必要な調査を拒否した関係者に対して、これを放置することが著しく公益に反すると認めるときは、知事に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

（２）知事は、必要があると認めるときは、勧告することができる。

１０　公表

（１）知事は、正当な理由なく勧告に従わないときは、公表することができる。

（２）知事は、公表しようとするときは、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行う。

（３）知事は、公表しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴く。

１１　施行日

　平成２８年４月１日から施行する。

１２　条例の見直し

条例の施行後３年を目途として、条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて見直しを行う。

※内容は、今後、庁内の協議等により、変更する可能性があります。